

知 事 意 見 (要 綱)

平成 19 年 10 月 15 日

(仮称) 自家用第 2 火力発電所第 4 号発電設備設置事業に係る環境影響評価準備書について、関係市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

1 環境負荷の低減について

(1) 当該事業は、有効な利用用途がない残渣ピッチの有効利用により、従来燃料の使用量の削減を図るエネルギー使用合理化手法として期待できるものである。

大気汚染物質の排出量は、設備の更新前後で比較すると、既存施設も含めた運転方法により削減を図ることとしているが、事業者として実行可能な範囲で十分な環境負荷低減に関する検討を行ってきたか経緯を明らかにすること。

なお、事業特性や施設の運転方法等についても詳細に説明すること。

(2) 新設する 4 号機の運転に当たっては、所期の性能が担保されることの確認はもとより、ボイラー機器や排ガス処理装置の調整などにより、大気汚染物質の排出量の削減に最大限努力すること。

(3) 計画地周辺の幹線道路沿道において、騒音に係る環境基準を超過していることから、工事に伴う資材等運搬車両の分散化等を図るとともに、海上輸送も併用するなど、騒音・振動等の低減に努めること。

2 温室効果ガスの低減について

施設の稼働に伴い、第 2 火力発電所からの二酸化炭素の排出量が増加すると予測されているが、二酸化炭素削減に係る取り組みが急務である現在の社会的な責任に応える観点から、事業者としての二酸化炭素の排出抑制についての取り組みについて明らかにすること。

3 廃棄物の有効利用について

施設の稼働に伴い、集塵機からの発生量が増加する産業廃棄物(ばいじん)については、他社に委託し有効利用を図る計画であるが、適切な処理ルートを確保し、最終処分量の削減が図られるよう努めること。

指 摘 事 項

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気質

- ① 工事用車両による大気質の影響低減などの措置としては、工事関係者への指導を行うこととなっているが、その指導体制や確認方法等について、具体的に示すこと。
- ② 稼働後の大気質の環境管理では、2月に1回ばい煙測定を行うこととなっているが、硫黄酸化物及び窒素酸化物の測定については連続測定装置を導入すること。
また、環境管理結果の報告の際は、連続測定の結果を取りまとめて報告すること。
- ③ 燃料となるSDAピッチについて、定期的に組成を確認するとともに、排ガス中の重金属成分を測定し、排出状況を把握すること。
- ④ 新設する4号機は、ベース運転とする計画であるが、定期修理等により停止する頻度や停止期間について明らかにすること。
また、4号機の立ち上げ、立ち下げ時の大気影響についての低減策について具体的に記載すること。

(2) 水質

- ① 工事中の濁水流出の防止については、公共用水域への影響を可能な限り低減するよう徹底した施工管理及び監視を行うこと。
- ② 供用後の当該計画に係る排水量及び汚濁負荷量は、現状維持または低減する計画であるが、排出先海域の水質は環境基準を超過している現状であることから、当該海域の環境基準の達成に向け、更なる排水量及び汚濁負荷量の低減に努力すること。

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 動植物

準備書に掲載されていない動植物の夏季及び秋季の現地調査結果については、確実に評価書において反映させること。

また、鳥類以外の生物についても基礎資料を示すこと。

旭化成ケミカルズ第2火力発電所第4号発電設備設置事業の概要 及び環境影響評価準備書の関係地域住民への周知結果

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

(仮称) 自家用第2火力発電所第4号発電設備設置事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

旭化成ケミカルズ株式会社

(代表取締役社長 藤原健嗣 東京都千代田区有楽町1-1-2)

(3) 事業の目的

水島コンビナートに立地する旭化成ケミカルズ(株)の第2火力発電所において、2号発電設備を廃止し、新たに4号発電設備を設置するものである。

燃料については、2号発電設備ではアスファルトを使用しているが、4号では、アスファルトからさらに溶剤で軽質分を取り出した残渣物である SDA ピッチを使用し、地球資源の有効活用と従来燃料の使用量の削減を図るもので、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のエネルギー使用合理化事業者支援事業として採択されている。

(4) 事業の種類

工場の増設の事業

大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設の内、排出ガスの量が毎時4万ノルマル立方メートル以上増加する施設の設置

(5) 事業実施区域の位置

倉敷市児島塩生字新浜2767番地11

(6) 計画諸元

	2号設備(廃止)	4号設備(新設)	第2火力発電所全体	
			変更前	変更後
ボイラー能力(t/h)	260	400	634	640
発電機出力(kW)	3.7万	5.0万	9.2万	10.5万
ボイラー使用燃料	アスファルト	SDAピッチ	——	——
排出ガス量(Nm ³ /h)	292,700	463,000	——	——
硫黄酸化物(Nm ³ /h)	23.6	23.6	65.6	47.4
窒素酸化物(Nm ³ /h)	46.9	46.9	108.7	90.0
ばいじん(kg/h)	9.8	9.8	14.0	11.7

※ 変更後、0号設備は予備機となる。

2. 地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

- ① 日刊新聞紙（朝刊）への掲載
山陽新聞倉敷市民版（平成19年8月8日）
- ② 広報紙への掲載
倉敷市の広報紙「広報くらしき」8月号に概要を掲載
- ③ 日刊新聞紙（朝刊）へのチラシの折り込み
周知計画範囲の世帯に対し、日刊新聞（14,100部）にチラシ折り込み
- ④ 要約書の配布
周知計画範囲の世帯に対し、自治会等を通じて要約書を配布

(2) 縦 覧

- ① 縦覧期間
平成19年8月9日（木）～8月29日（水）
- ② 縦覧場所及び縦覧者数

倉敷市役所	0人
倉敷市役所児島支所	0人
倉敷市水島公民館	1人
旭化成ケミカルズB地区事業所	0人
旭化成ケミカルズC地区事業所	0人

(3) 説明会

- ① 日 時 平成19年8月17日（金）18:30～20:00
場 所 ライフパーク倉敷（倉敷市福田町古新田）
参加者数 16人
- ② 日 時 平成19年8月20日（月）19:00～21:00
場 所 元県立児島高校跡（倉敷市児島味野）
参加者数 20人

(4) 意見書の提出

- ① 意見書の提出期間
平成19年8月9日（木）～9月5日（水）
- ② 住民からの意見書提出件数
0件